

令和7年度 税制改正に対応!

所得税の基礎控除と源泉徴収事務の解説と実務

2025.11月26日(水) 13:30~15:30

令和7年度（2025年度）の税制改正により、所得税の基礎控除額が引き上げられ、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません）。今回のセミナーでは、最新の改正内容と実務上の対応について解説いたします。是非この機会にご参加下さい。

① 改正の概要

- 基礎控除の見直し
- 給与所得控除の見直し
- 特定親族特別控除の創設
- 扶養親族等の所得要件の改正

② 令和7年分の年末調整における留意事項

- 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認
- 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認
- 基礎控除申告書の受理と内容の確認
- 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認
- 年末調整の計算をする上での留意事項

③ 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

- 扶養控除等申告書の記載事項の変更
- 扶養親族等の数の算定方法の変更
- 源泉徴収税額表の改正

④ 今後増加する法定福利費について



講師

ほし ただし

星 叡 氏

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士・行政書士

駒澤大学大学院経営経済学研究科を卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

会 場 柏崎商工会議所 5F 大研修室

受講料 無料（会員・非会員問わず）

対 象 中小・小規模事業者

定 員 50名（先着順）

主 催 柏崎商工会議所

お申込み方法 | 下記申込欄に必要事項をご記入いただき、FAXもしくはメールにてお申込みください

11/26 『所得税の基礎控除と源泉徴収事務の解説と実務』 受講申込書

FAX : 0257-22-3570

(申込日: 年 月 日)

事業所名			
TEL		FAX	
受講者名			

※ご記入頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。

お問い合わせ：柏崎商工会議所 亀尾・徳永 ☎ 0257-22-3161 ✉ soudan@kashiwazakicci.or.jp